

一般社団法人岩手県社会福祉士会ホームページの管理・運用に関する規程

規程第 11 号

2023 年 4 月 15 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人岩手県社会福祉士会(以下「本会」という。)定款第 4 条の規程に基づき、本会の普及啓発に資するため、本会ホームページ(以下「ホームページ」という。)の管理・運用に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(責任者等)

第 2 条 責任者を会長、担当役員、事務局長とする。

2 会長は、ホームページの管理・運用を統括する。

3 担当役員は、ホームページの編集、掲載内容の審査や要否の決定をする。

4 事務局長は、ホームページの運用、情報掲載の実務及び調整等をする。

(総務委員会)

第 3 条 総務委員会は、ホームページの管理・運用に関する必要な事項について協議し、編集を行う。

(掲載基準)

第 4 条 掲載する情報は、次に掲げる各号のいずれかとする。

- (1) 本会が総会・理事会等において決定した情報
- (2) ブロック組織の活動に関する情報
- (3) 本会の会員に有益と思われる情報
- (4) 一般に周知することが有益であると思われる情報
- (5) その他、会長が必要と認めるもの

(削除・修正基準等)

第 5 条 投稿による記事が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、第 2 条に掲げる責任者の判断により、削除・修正をすることができる。

- (1) 個人及び団体を誹謗中傷する内容
- (2) 公序良俗に反する内容
- (3) 虚偽ある内容
- (4) 差別的表現のある内容
- (5) 法令に違反する内容
- (6) プライバシーを侵害する恐れのある内容
- (7) その他、不適切と判断される内容

2 投稿された記事が、前項の基準に該当するか否かの判断が必要な場合は、第 2 条に掲げる責任者及び総務委員会の協議により決定するものとする。

3 削除・修正に係る作業は事務局長が行い、ホームページ上にその理由を付すものとする。

(利用制限)

第 6 条 第 5 条第 1 項の各号のいずれかに該当する投稿をした者について、その頻度及び内容等を勘案し、第 2 条に掲げる責任者及び総務委員会の協議により、ホームページの利用の制限をすることができる。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、2020 年 10 月 10 日から施行する。

附 則

1 この規程は、2023 年 4 月 15 日から施行する